明石市認知症カフェ助成金交付制度について

１　認知症カフェとは

認知症になっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、認知症の人とその家族、地域住民、専門職等が気軽に集い、お互いの悩みを話したり、情報交換をしながら楽しく過ごす集いの場です。

２　補助要件

補助の対象となる認知症カフェは、次の要件を満たすことが必要です。

（１）要件

①明石市内で開催すること。
②１０名以上が参加できる会場で開催すること。
③定まった会場があること。
④毎月１回以上開催し、１回当たりの開催時間が概ね２時間以上であること。
　ただし、市長がやむを得ない事情があると認めた場合にあっては、開催回数及び開催時間は、この限りでないはありません。
⑤専門家が１人以上参加すること。
⑥認知症地域支援推進員と連携して開催すること。
⑦認知症サポーターと協力して運営すること。
⑧宗教的または政治的な活動を伴わないこと。
⑨営利活動を伴わないこと。
⑩法令および公序良俗に反しないこと。

（２）専門家

①医師、看護師、保健師、作業療法士、その他の医療職
②介護支援専門員、介護福祉士、社会福祉士、その他の介護・社会福祉職

３　助成金額

①認知症カフェ開設助成金：上限２万円（開設年度のみ）
②認知症カフェ運営助成金：年額上限１２万円
③認知症カフェ特別助成金：年額上限２万円
※②については年度途中の申請の場合、月割計算とします。
※当該年度の予算がなくなり次第、終了します。

４　補助対象経費

・認知症カフェの開催に要する経費から、「参加者から徴収した会費」「本助成金以外の助成金」などを差し引いた金額が助成金対象経費となります。

・助成対象経費は次のとおりです。

区分	内容
開設助成金 特別助成金	事務用品等の物品購入費
	会場の環境整備に係る費用
運営助成金 特別助成金	講師等への謝礼及び交通費
	事務用品等の物品購入費
	茶葉、インスタントコーヒー、茶菓子等の購入費
	通信料、広告料、手数料、保険料等
	賃借料、会場使用料及び機材の借上げに係る費用

※補助対象経費に含まれるかわからない場合はご相談ください。

5　申請に必要な書類

地域共生社会室共生社会づくり担当に次の書類を提出してください。書類審査後、交付の可否と助成金額を決定し、通知します。

①明石市認知症カフェ助成金交付申請書（様式第１号）
②実施計画書
③収支予算書
④団体規約
⑤団体役員名簿
⑥専門職の資格証明書の写し
⑦その他市長が必要と認める書類

6　助成金の交付

助成金の交付決定の通知とともに、助成金振込に関する書類を送付します。
※個人名義の口座には振込できません。

7　認知症カフェの実施に関する留意事項

・開催日は参加者が覚えやすいよう「第○　○曜日」で固定するなどの工夫をしてください。
・毎回の収支記録、領収書、参加者名簿、記録写真などは実績報告時に必要となりますので、整理し保管しておいてください。
・開催される認知症カフェについては、市のホームページなどで広く市民に周知することがあります。
・認知症サポーター養成講座の参加や開催など、認知症に対する正しい知識や普及啓発に努めてください。
※養成講座に関するご相談は、明石市高齢者総合支援室または地域総合支援センターへご相談ください。

・認知症カフェに参加する方の個人情報保護、プライバシーを尊重し、知りえた秘密を漏らさないようにしてください。
・食べ物などを提供するときは衛生管理に十分気をつけてください。調理などをする場合、保健所に届出が必要な場合がありますので、事前に保健所へ相談してください。
・参加者に事故やケガなどがないように安全面には配慮してください。必要に応じてボランティア保険などに加入するようにしましょう。

８　実績報告

助成団体は、毎年度終了後２０日以内に以下の書類を提出してください。

①明石市認知症カフェ助成金実績報告書（様式第５号）
②事業実績書（活動記録写真など活動状況がわかる書類を添付してください。）
③収支決算書（領収書の写しを添付してください。）
④その他市長が必要と認める書類

９　助成金の精算

・実績報告書を審査し、助成金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるときは交付すべき助成金の額を確定します。
・助成金の確定額が既に交付した助成金の額を下回る場合は、差額を返還していただきます。
・助成金は口座振替となりますが、その際には明石市の債権者登録が必要となります。代表者が変更した際には、お申し出ください。

10　その他

・認知症カフェの運営内容に変更がある場合は、変更申請が必要ですので、高齢者総合支援室へご相談ください。
・その他、ご不明な点などがございましたら、早めに地域共生社会室にご相談ください。

＜お問合せ先＞
明石市地域共生社会室　共生社会づくり担当
（明石市役所本庁舎１階）
ＴＥＬ：０７８－９１８－５２９２
ＦＡＸ：０７８－９１８－５０４９